

## 成田市スポーツ用具貸出基準

### 1. 目的

成田市は、市民等が体力・年齢・目的等に応じて多様なスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、本市が所管するスポーツ用具(以下「用具」という。)の貸出しを行う。

### 2. 対象者

市内在住・在勤・在学の個人、又は市内在住・在勤・在学の者で構成される団体とする。ただし、市長が特に認める場合にはこの限りではない。

### 3. 申込方法

貸出しを希望する者は、所定のスポーツ用具借用書(以下「借用書」という。)に必要事項を記入し、スポーツ振興課に提出すること。なお、電話での申込も可とするが、借用当日までに借用書を提出すること。

### 4. 貸出用具及び貸出期間

貸出用具については別表のとおりとし、貸出期間は原則1週間以内とし、必要最低限の期間とする。

### 5. 使用料

使用料は無料とする。

### 6. 禁止事項

- (1) 貸出用具の転貸
- (2) 営利を目的としたイベント等での使用

### 7. 使用者の義務

- (1) 用具の借用時に数量と状態を確認し、借用書の確認欄にサインすること。
- (2) 用具の返却時に数量と状態を報告し、借用書の確認欄にサインすること。
- (3) 使用者において用具を亡失・破損等した場合は、速やかにスポーツ振興課へ報告するとともに、その損害に相当する額を弁償すること。
- (4) 用具の受取及び返却は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとすること。

### 8. 貸出しの不承認

使用者が本基準に定める事項を遵守しなかった場合は、当該者に対し次回からの貸出しは行わない場合もある。

### 9. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。